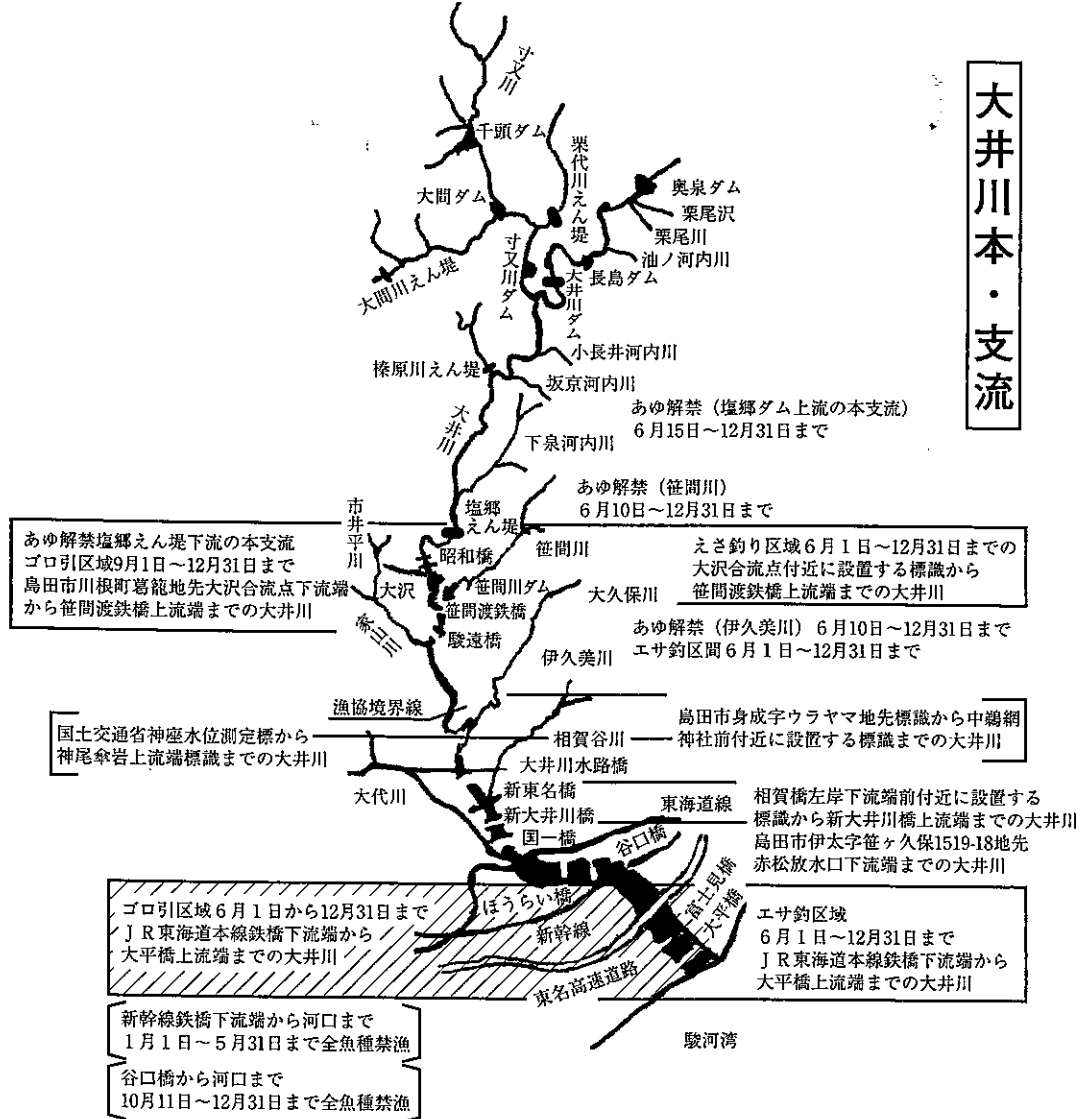


大井川本・支流



おとり鮎・遊漁証販売所

販売店名	住所	電話番号	販売店名	住所	電話番号
駿遠釣具島田店	島田市横井	0547-35-6769	三ツ星村	川根本町下泉	0547-56-1677
天狗堂釣具店	島田市御飯屋町	0547-36-5223	万平吉吏	川根町笹間三並	0547-54-0272
兵庫おとり店	島田市伊久美小川	0547-39-0848	民宿福井	川根町笹間石上	0547-54-0013
松下おとり店	島田市神座	0547-32-1162	かわね水産	川根本町徳山	0547-57-2319
横田川おとり店	島田市神座	090-3453-5121	天狗邑	川根本町元藤川	090-2687-0401
かどや釣具店	島田市三ツ合町	090-1271-0162	高橋おとり店	川根本町千頭	090-3442-6786
丹原おとり店	島田市丹原	0547-58-5770	deep south 大村	川根本町田代	0547-59-2128
栗田商店	川根本町田代	0547-59-2046	八木キャンプ場	川根本町奥泉	0547-59-2746
川根温泉道の駅	川根町笹間渡	0547-53-4330	両国吊り橋茶屋	川根本町桑野山	090-3562-2537
やなぎや朝比奈	川根町家山	0547-53-2018			

●新大井川漁協HPアクセスは  
こちらから



# 遊漁のしおり

新大井川非出資漁業協同組合  
大井川非出資漁業協同組合

内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則(令和6年1月認可)の定めるところにより遊漁者は、つぎのことがらを守らなければならない。

1. 遊漁料

(1) 漁場区域内で竿釣りの漁法によって釣りをしようとする者は、つぎの遊漁料を納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
			1日	1年
あゆ	全区域	友釣・ドブ釣(石川釣) 流し毛針釣・コロガシ釣(ゴロ引)	1,000円	5,000円
		餌釣を含む	2,000円	10,000円
うなぎ	全区域	置針・10仕掛以内・竿釣・穴釣		
あまご	全区域	フライ釣・和式毛針釣(テンカラ)	1,000円	5,000円
		ルアー釣・餌釣		

注・あまご遊漁証を廃止し、全魚種(あゆ、うなぎ、あまご)遊漁証に改正する。

(2) 次表に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表相当右欄のとおりとする。

魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
			1日	1年
あゆ	全区域	友釣・ドブ釣(石川釣) 流し毛針釣・コロガシ釣(ゴロ引)	500円	2,500円
		餌釣を含む	1,000円	5,000円
うなぎ	全区域	置針・10仕掛以内・竿釣・穴釣		
あまご	全区域	フライ釣・和式毛針釣(テンカラ)	500円	2,500円
		ルアー釣・餌釣		

(3) 大会遊漁料金

大会名	参加料	
	一般	高校生以下、女性、障害者
あゆ釣大会	3,000円	1,500円
あまご釣大会	2,000円	1,000円

## 2. 遊漁料の納付場所

- 第(1) 島田市川根町家山355-2 新大井川非出資漁業協同組合 (TEL・FAX 0547-58-5770)  
釣り情報 (0547-53-2670)
- (2) 島田市中溝4丁目2-5 大井川非出資漁業協同組合 (TEL 0547-37-3048)
- (3) 各組合が指定する取扱所 組合が指定する釣具店など

## 3. 遊漁の方法、規模等の制限

遊漁の方法、区域、期間はつぎのとおり。

ア、魚種	イ、漁業の方法	ウ、規模等	エ、区 域	オ、期 間
あ ゆ	友 釣	針はイカリ針1段4本以内又はチラシ針2本以内 擬似おとり禁止	大井川本支流 (伊久美川、笹間川、塩郷ダム上流の大井川本支流を除く) 笹 間 川	6月1日から12月31日まで 6月10日から12月31日まで
	ド ブ 釣 (石川釣) 流し毛針釣	針2本以内 コマセ釣禁止 針5本以内 リール禁止	伊久美川 塩郷ダム上流の大井川本支流	6月15日から12月31日まで
	コ ロ ガ シ (ゴロ引)	針15本以内	島田市川根町葛籠地先大沢合流点付近に設置する標識から笹間渡鉄橋上流端までの大井川 J R 東海道本線鉄橋下流端から大平橋上流端までの大井川	9月1日から12月31日まで 6月1日から12月31日まで
	餌 釣	針2本以内 コマセ釣禁止	島田市川根町葛籠地先大沢合流点付近に設置する標識から笹間渡鉄橋上流端までの大井川 島田市身成字ウラヤマ地先標識から中鶴網神社前標識までの大井川 国土交通省神座水位測定標から神尾傘岩上流端標識までの大井川 相賀橋左岸下流端付近に設置する標識から新大井川橋上流端までの大井川 J R 東海道本線鉄橋下流端から太平橋上流端までの大井川	6月1日から12月31日まで
う な ぎ	置針10仕掛以内 穴釣・竿釣	針 1 本 竿 3 本 以 内	全 区 域	4月1日から9月30日まで
あ ま ご	フ ラ イ 釣	針 1 本	全 区 域	3月1日から9月30日まで
	和 式 毛 針 釣 (テンカラ)	針 1 本		
	ル ア ー 釣	針2箇所以内		
	餌 釣	針 1 本		

(注) 上記以外の漁具、漁法は一切できません。

漁業調整上必要と認められた場合は、漁業の方法、規模、区域または期間を制限する場合があります。制限する場合は、組合の掲示場に10日前までに公示します。

## 4. 禁止区域

つぎの区域では、下記期間遊漁はできません。

ア、魚種	イ、漁業の方法	ウ、区 域	エ、期 間
全 魚 種	全 て の 漁 具 ・ 漁 法	1、長島ダム下流端から市代橋下流端までの区域、同ダム上流端から上流500メートルの区域、及び閑蔵水位観測所上下流へ5メートルの区域及び関の沢水位観測所の上下流5メートルの区域	周 年
		2、奥泉ダム下流端から下流へ200メートルの区域、大井川ダム、千頭ダム上下流端から上下流へ200メートルの区域	〃
		3、寸又川ダム・大間川えん堤・栗代川えん堤・榛原川えん堤・塩郷えん堤・笹間川ダム上下流端から上下流100メートルの区域	〃
		4、伊久美川川口発電所専用道路橋から大井川の合流点までの区域	〃

全 魚 種	全 て の 漁 具 ・ 漁 法	5、新幹線鉄橋下流端から河口までの区域	1月1日から5月31日まで
		6、谷口橋から河口までの区域	10月1日から12月31日まで

(組合が指定する区域)の公示は、組合の掲示場またはホームページに公示するものとする。

## 5. 全長制限

つぎの魚種について、下記の全長以下のものを採捕してはならない。

ア、魚種	あ ゆ	あ ま ご	う な ぎ
イ、全長	10センチメートル	12センチメートル	30センチメートル

## 6. 遊漁の制限

組合が釣大会などを開催するために、一定期間、一定地域遊漁の制限をしたときはこれに従わなければならない。

## 7. 遊漁証に関する事項

- 遊漁料を納付したときは、遊漁証を交付します。
- 遊漁証に、番号・氏名・年齢の記載のないものは無効とします。
- 遊漁をするときは、遊漁証を見易いところへつけて下さい。
- 遊漁証は他人に貸与、譲渡してはならない。
- 遊漁証を紛失した場合は、原則として再交付しません。
- 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁証を掲示しなければならない。

また、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

## 8. 遊漁に際して守るべき事項

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。遊漁者は、つぎに掲げる漁具、漁法による遊漁をしてはならない。

- 水中に電流を通じてする漁法
- 河川における替掘り及び瀬干し
- し水器または水眼鏡を使用するあゆ掛釣漁法
- 毒薬、爆薬等を使用する漁法
- 灯火を使用する漁法
- 手もり及び鉄砲もりを使用する漁法

## 9. 漁場監視員

漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを示す腕章をつけなければならない。

## 10. 違反者に対する措置

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、または以後その者の遊漁を拒絶することがあります。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしません。

## 11. 遊漁の時間

日の出から日没までとする。ただし、うなぎ漁業は、日没後も行うことができる。